

女性農業者の社会参画の促進過程の分析

長野県X市の事例から

誌名	明治大学農学部研究報告 = Bulletin of the Faculty of Agriculture, Meiji University
ISSN	04656083
著者名	高地, 紗世 市田, 知子
発行元	明治大学農学部
巻/号	70巻1号
巻号補足	
掲載ページ	p. 11-27
発行年月	2021年3月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



女性農業者の社会参画の促進過程の分析 —長野県 X 市の事例から—

高地 紗世¹⁾・市田 知子²⁾*

(2020年7月31日受理)

Analysis for the Process of Promoting Social Participation of Women Farmers: A Case Study of City X in Nagano Prefecture

Sayo TAKACHI¹⁾ and Tomoko ICHIDA²⁾*

Abstract

This paper outlines the supporting measures for women farmers and their activities in a given city X. The first agenda is to outline each effort of city administration, prefectural government, and agricultural cooperatives to support women. Second, we outline the women's groups that are organized by city, prefecture, and agricultural cooperatives. Third, we show the changes in these efforts. Lastly, we highlight the differences in the activities of women farmers among generations.

Consequently, it became clear that in the past, city administration, prefecture government, and agricultural cooperatives had provided opportunities for women farmers to learn about agriculture and farming lifestyle. Additionally, women had been working on issues of gender equality through various group activities.

However, these previous efforts are not always suitable for today's young women farmers. For that reason, they voluntarily started new activities for learning. These young women also show a positive inclination to influence local agricultural policy.

Key words: women farmers, gender equality, JA woman association, Nagano Prefecture

要 約 本研究では、女性農業者の社会参画は具体的にどのように促進されてきたのか。その促進過程において、国、県、市町村の農村女性政策、そしてその下で活動する女性農業者の組織、すなわち農村女性組織はどのように機能してきたのかについて分析する。また、併せて50代以下の若い世代の女性農業者の社会参画についての展望を、長野県 X 市の事例に基づき分析することを課題とする。

その結果として、市、県、農協それぞれが女性農業者の学習の場を設けて支援し、相互補完的に女性農業者の社会参画を促進してきたことが明らかになった。また、これらのもとで活動する女性組織が過去には農業委員などへの就任の基盤となっていた。一方、近年では高齢化やその活動内容から、新たに職業として農業に携わる若い世代の学習の場が必要とされた。そのため、若い世代の女性たちは、自主的に組織を立ち上げた。ま

¹⁾ 明治大学大学院 農学研究科 214-8571 神奈川県川崎市多摩区東三田 1-1-1

²⁾ 明治大学 農学部 214-8571 神奈川県川崎市多摩区東三田 1-1-1

* E-mail: ichida@meiji.ac.jp
TEL: 044-934-7127

た、このような若い世代の女性たちは、農政や地域に意見を反映していくことについて積極的に考え、一部では実践しつつある状況が明らかになった。

キーワード：女性農業者、男女共同参画、農協女性部、長野県

1. 研究背景

1992年の「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」（以下、「中長期ビジョン」と略す）は、農業経営や地域社会において女性農業者の果たす役割の正当な評価とともに、方針決定への女性の参画を目指したものである。以来、全国的に女性農業者の社会参画の促進が図られている。

女性農業者とは「農業に主体的に携わる女性」のことである（天野，2001）。「中長期ビジョン」は、国や都道府県、そして各地の女性農業者の組織、すなわち生活改善実行グループや農協女性部に女性農業者の社会参画に向けた取組みを促し、それぞれのレベルで展開してきた。

「中長期ビジョン」において特に重視されている社会参画は、農地の公的管理や農業振興に大きな役割を果たす農業委員会、そして農業者の団体である農業協同組合（農協と略す）における方針決定の場に女性農業者が参加することである。「『生活の視点』をより強くもっている」女性が、農業や地域の方針決定に関わる公的な役職に就任することによって、農業や地域社会に意見を反映させ、その結果として自然と共生し、ゆとりのある「農山漁村型ライフスタイル」を男女双方が実現することが「中長期ビジョン」の目標であった（女性に関するビジョン研究会，1992）。

女性の社会参画とその促進の重要性は、その後、1999年の「男女共同参画社会基本法」と同年の「食料・農業・農村基本法」のなかでも示されている。2015年の「第4次男女共同参画基本計画」では、農業委員に占める女性の割合を2020年までに30%にすることが目標とされたが、2019年の時点で12.1%に留まっている¹⁾。また、農協役員については2020年までに15%にすべきところ、2019年にようやく8.4%（理事のみでは9.6%）に達したところである²⁾。

「中長期ビジョン」から30年近くが経過する。この

間、女性農業者の社会参画は具体的にどのように促進されてきたのか。その促進過程において、国、県、市町村の農村女性政策、そしてその下で活動する女性農業者の組織、すなわち農村女性組織はどのように機能してきたのか。本研究は、女性農業者の社会参画の促進過程と、併せて50代以下の若い世代の女性農業者の社会参画についての展望を、長野県X市の事例に基づき分析することを課題とする。

2. 本研究の課題

女性農業者の社会参画に関する先行研究として、まず、農業委員への女性の就任³⁾についての研究が挙げられる。旧制度の農業委員会においては公選制を基本としていたが、女性は議会推薦による選任での就任が多かった（農村生活総合研究センター，2004）。女性の就任の促進要因について、富士谷（2001）や藤井（2011）は、県が女性農業者に向けに提供する学習機会、協同農業普及事業によって組織化された生活改善実行グループの活動、女性農業士等認定制度による成果を明らかにしている。また、農協役員への女性の就任については、女性組織代表枠による推薦で就任する傾向が示されている（農村生活総合研究センター，2004）。

これらの先行研究が示すように、従来、女性農業者は生活改善実行グループや農協女性部に所属し、そこでの活動実績に対する評価が農業委員や農協理事への就任に結びついていた。しかしながら、双方ともメンバーの高齢化と減少が進み、解散、広域合併する傾向にある。特に生活改善実行グループについては2006年の協同農業普及事業交付金の都道府県への財源移譲により、従来、行われていたような普及員による育成・支援に事実上の終止符が打たれた（市田，2017）。

このような状況から、藤井（2019）は長野県A町の生活改善グループが高齢化し、弱体化したことにより、地域の方針決定の場への女性のリクルートメン

ト・システムが崩壊しつつあることを示している。そして普及事業の縮小と相俟って、男女共同参画に対する価値観の世代間継承を困難にしていることを危惧している。

一方では、女性組織の活動自体が時代の変化に適応していく動きも現れている。北海道内の農協の事例分析では、それまで親睦や息抜きが中心だった女性部の活動が、若い世代の部員の意見を取り入れることによって、農作業や農業経営に直結する内容に変化した(高梨子ほか, 2012)。

以上のことから、本研究では、まず、先行研究で示されてきた女性農業者の社会参画が、国、県、市町村による農村女性政策の実施、および女性農業者の組織(農村女性組織)の活動によって、どのように促進されてきたかを検証する。特に、2000年以降、顕著に進んだ女性農業者の高齢化と減少、さらに普及事業が縮小するなかであって、社会参画の促進がいかなる手段によってなされてきたのかに焦点をあてる。そのうえで、若い世代の活動志向と社会参画についての展望も明らかにする。

3. 調査地と調査方法

調査対象には、長野県 X 市を選定した。市内では複数の女性が農業委員に就任している。また、市内に存在する 3 農協(A 農協, B 農協, C 農協)すべてに女性の理事が存在し、なかでも A 農協では 7 名の女性が理事に就任している。さらに近年、X 市では比較的若い世代の女性農業者による女性組織「X 農業女子くらら」が活動を開始している。そのため、世代に着目しながら女性農業者の社会参画について考えるにあたり適した事例である。

X 市は合併を繰り返し、広域化してきた。近年では 2005 年と 2010 年に合計 1 町 4 村を編入した。

2015 年の国勢調査によれば、世帯数は 100,173 世帯、人口は 243,293 人のうち男性 119,479 人、女性 123,814 人である。農業を含む第一次産業就業者の割合は 5.8% であり、隣接する 2 市 5 村と比べると最も低い。

また農業については、表 1, 2 に示すように、総農

表 1 X 市の農家数と農業就業人口

	総農家数(戸)		農業就業人口(人)			
	全体	販売農家	全体	男性	女性	女性の割合
1990	10,902	7,994	16,668	6,052	10,616	63.7%
2015	7,156	3,787	6,574	3,196	3,378	51.4%

資料：各年農林業センサスより作成

表 2 X 市の農業就業人口に占める 65 歳以上の割合

	全 体	男 性	女 性
1990	40.2%	51.3%	33.9%
2015	66.3%	69.2%	63.5%

資料：各年農林業センサスより作成

家戸数と農業就業人口が減少し、高齢化が進んでいる。その進行は、男性よりも女性に顕著である。地区(旧村)や集落ごとに産地化され、稲作、野菜、ブドウやリンゴといった果樹などを生産している⁴⁾。また、市内には 3 つの農協が存在する⁵⁾。

調査は、2017 年から 2020 年にかけてインタビューを行った。対象は X 市の農林部農政課職員、農業委員会事務局職員、X 農業改良普及センター職員、3 つの農協の女性部事務局職員、女性農業者らである。本稿の記述は、これらのインタビューとその際に提供を受けた資料に基づく。

4. X 市における女性農業者の社会参画の推進体制

以下では、X 市において、女性農業者の社会参画がどのように進められてきたか、その推進体制と、社会参画の実態について検証する。

市では、1995 年以降、農業・農村分野の男女共同参画を目指す「X 農村地域虹の橋プラン」(「虹の橋プラン」と略す)を策定し、その策定と推進に関わる「X 農村女性活動促進推進会議」(「推進会議」と略す、図 1)を設置している。「推進会議」を構成する主要な組織として、市が事務局を担う X 農村女性協議会と、3 つの農協それぞれの女性部があげられる。

このような推進体制によって、X 市の女性農業者の社会参画が図られてきた。本節では、市の施策と推進体制の中核を担う X 農村女性協議会の活動につい

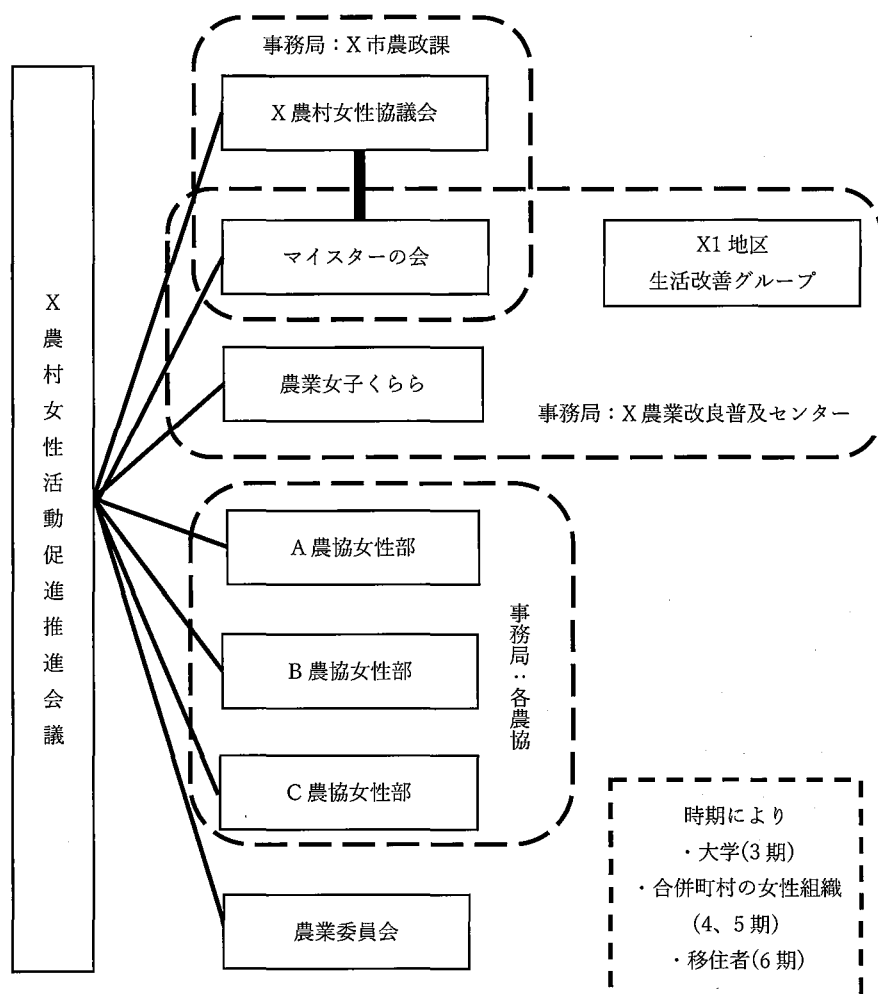


図1 X市の農村女性の社会参画の推進体制
資料：各期X農村女性活動促進推進会議委員名簿，インタビューより作成

て分析を試みる。

(1) X 農村女性協議会

X市の場合，女性農業者の社会参画の中枢を担ってきたのはX農村女性協議会である⁶⁾。

X農村女性協議会の前身は，昭和29（1954）年に農業委員会事務局の指導のもとで組織された「X生活改善協議会」である。当初は生活改善や女性の地位向上のために活動する農家女性の組織であった。1996年に現在の「X農村女性協議会」に名称を変更し，以降は「農村地域に居住する女性相互の連絡協調による心豊かな農村地域社会づくりと，女性の社会的参画意識の促進による社会的地位の確立を図る」ことを目的とし，「虹の橋プラン」に沿って活動している。

これまでの同組織の経緯を以下に詳述する。高度経

済成長期以降，X市内の混住化，さらには同組織内での世代交代が進行した。そのため1993年に規約を改正し，農家世帯員の女性を対象とした組織から，非農家世帯員の女性でも加入できる体制となった。その後，1996年に「会員の拡大と魅力ある組織づくり」のため，現在のX農村女性協議会へと名称を変更した⁷⁾。また，2004年には事務局を農業委員会事務局から農林部農政課に移管した。

現在の組織の体制としては，地区ごとの組織があり，その上位に，部会及び地区会長会が設けられている。

また，別途，県の農村女性政策によって1992年に開始した農村生活マイスター制度とも関連し，県知事によって認定を受けた農村生活マイスターによる「Xマイスターの会」がX農村女性協議会の中に位置づ

けられている（前掲図1）。

X 農村女性協議会は市の施策である「農村女性活動推進事業」⁸⁾の実施主体となり、後述する「虹の橋プラン」の実現に向けて活動する。2018年度の場合、農業委員との懇談会、各種講習・勉強会、地区活動への参加・協力と、必須ではないが「うるおいのある村づくり事業」（花壇整備）に取組んだ。具体的には、会員の学習・交流として他地域の農村女性活動の視察や食品企業などへの視察研修を行う。また地域住民に向けて、料理や生活の知恵に関する講習会を実施している。

X 農村女性協議会は、同時に社会参画の促進に努めてきた。例えば、2003年から農業委員会が新制度に移行する2018年まで、議会推薦による女性農業委員の選出母体として機能していた。また現在でも X 農村女性協議会の代表者が、X 市農業振興地域整備促進等協議会、X 市農業再生協議会、X 市国民健康保険運営協議会、X 地域営農リーダー育成塾実行委員会などに委員として参加している。

ただし、近年では会員の減少と活動の停滞という課題に直面している。第1期プラン（1995年策定）当時は16地区の組織が存在した⁹⁾。しかし、2017年の調査時には12地区であり、2018年にはさらに1地区が休会し11地区となった。また、会員数も減少している。第3期プラン（2003年策定）当時には約750人¹⁰⁾であったが、2017年には284人となった。

(2) X 市農村地域虹の橋プラン

市では、1991年に県が発表した「長野県農村女性プラン」をもとに、1995年に農村女性の行動計画として第1期目の「X 農村女性プラン」を策定した。プランは約5年に1度見直しを行い、現在は第6期「X 市農村地域虹の橋プラン」（2018—2022）が施行されている。市では、この「虹の橋プラン」をもとに社会参画を推進してきた。

具体的な内容として、第1期は「女性の地位向上に向けての行動できる農村女性」（原文ママ）、「豊かな農家生活の実現」、「農村女性がいいきと活動できる農村社会の建設」、「農村女性の活動体制の整備」を

目標とした。また、直近の第6期（2018—2022）の目標には「女性がいいき活動できる条件づくりをしよう」、「農業と地域を担う後継者を育てよう」、「豊かでゆとりのある農業経営と家庭を築こう」、「受け継がれた知恵と技を活かし、食と農のつながりを深める活動をしよう」、「元気で活動できる農村地域をつくろう」を掲げている。このなかで、農業委員・農協役員への就任を促している。

また、「虹の橋プラン」内容の啓発と推進のため、隔年で「農村女性フェスティバル」を開催する。これは X 市の「農村女性活動推進事業」によって行われる。過去の講演のテーマには女性の役割、家族、農政、食に関するものが扱われている。その際の講師は、大学教員、作家、弁護士など様々である。2013年は元生活改良普及員による講演が行われた。

以上で見てきた「虹の橋プラン」は、第1期（1995）は「X 生活改善協議会」（現 X 農村女性協議会）によって策定され、第2期（1998年策定）以降は農村女性組織や地域役職者で構成する「X 農村女性活動促進推進会議」（後述）の意見をもとに市が策定している。

(3) X 農村女性活動促進推進会議

次に、「推進会議」について述べる。同会議は、前述のように第2期「虹の橋プラン」（1998年策定）の頃に発足した。前掲図1に示すように、(1)で述べた X 農村女性協議会、後述する農協の女性組織など、X 市内の農村女性組織相互の連携を図り、男女共同参画を推進するための上位組織である。

「推進会議」は当初、X 農村女性協議会の役員9名（うち農村生活マイスターとして3名）に加え、2つの農協（当時）の農協女性部部長、農業委員、X 農業改良普及センター職員から構成された¹¹⁾。このような体制をとったのは、全市的な農村女性の社会参画に向けて、協力・連携を強化するためである。とくに普及センター職員を「助言者」として位置づけている¹²⁾。

第4期プラン（2008—2012）の策定期間には、「平成の大合併」の時期に X 市に編入された4村の地区

の女性組織の代表者が委員に加わった。

X市における女性農業者の高齢化、人口減少を反映して、第5期プラン（2013—2018）の策定時には若い世代の女性農業者2名を委員に加えた。1名は結婚により夫の家の農業に従事し、1名は自分で就農するための研修中であった。この2名は、若い世代の女性農業者に向けた学習の場が必要であることを訴え、後述する「X農業女子くらら」を発足させる。また、第6期プラン（2018—2022）策定時の委員には、Iターン、Jターン、Uターンなど移住者の女性に加わった。

（4）農業改良普及事業による活動支援

次に、長野県およびX市における、農業改良普及事業による活動支援について述べる¹³⁾。長野県は1982年に農村婦人学校（その後、「女性農業者セミナー」に改称）を開設し、農家の女性に対して学習の機会を与えてきた。そこでは、生活改良普及員が農家の女性に対して、農業簿記、生活設計などに関する講習会を実施してきた（長野県農政部農業技術課編，2001）。X農業改良普及センター管内では2019年時点で1講座につき2年コースで開催されている。女性農業者が減少する中で、非農業者も対象となっている¹⁴⁾。

また、X農業改良普及センターは、生活改善グループおよび農村生活マイスターを継続的に指導対象にしている。現在、X市内で生活改善グループが組織されているのは2005年にX市に編入された旧X1村地区のみである¹⁵⁾。かつて生活改善グループは農村婦人学校の卒業生によって複数、組織化されていた。そして合併以前のX1村では、生活改善グループが女性農業者の社会参画を促進した。1992年に農産物処理加工施設「味来せんたあ」が建設された背景には、生活改善グループの運動があった¹⁶⁾。また、生活改善グループの会員が1995年に農業委員に就任したことを機に、X1村の8つの農村女性組織を束ねる「農村女性団体連絡協議会」が組織され¹⁷⁾、女性フォーラムの開催などを通じて男女共同参画への啓発活動を行った。さらにそれが村議会議員への女性の就任

に向けた活動に発展し、1999年に生活改善グループの会員1名が村議会議員への就任を果たした。

一方、X市における農村生活マイスターは、「Xマイスターの会」を組織し、会員数は38名である¹⁸⁾。「Xマイスターの会」は図1に示す通り、X農村女性協議会の中にも位置づけられている。「マイスターの会」も食育活動に取組みながら、社会参画を推進してきた。農村女性協議会の代表として農業委員に就任した人はマイスターの認定を受けている傾向にある。農業委員であり、B農協理事でもあるK氏によれば、これまで複数のマイスターが農業委員に就任してきた。

しかし課題として、高齢や病気、家族の介護、加工所の仕事との兼ね合いなどにより、マイスター協会を辞める人がいることや、新しい候補者がいないことがある。また、マイスターには各農協の女性組織で活動している人も多いが、農協としてはマイスターの活用は考えられていない¹⁹⁾。

以上のように、女性の社会参画の推進体制として重要な役割を担ってきた生活改善グループや農村生活マイスターを支える普及事業は縮小している。たとえば、長野県への協同農業普及事業交付金の交付額は1996年度は887,165,000円であったが、2018年度は75,096,000円に激減している。1996年度には普及センターは14カ所に設置されていたが、その後は10カ所となり、支所の統合も進んだ。また、1996年は普及員は257人（うち生活関係38人）、専門技術員は23人（うち生活関係2人）であったが、2018年の普及指導員は167人である²⁰⁾。現在では元生活改良普及員のほとんどが退職し、残る数名も定年間近となっている²¹⁾。現在でも各普及センターに女性の支援を担当する職員は存在するが、他の業務との兼務している場合が多い。2019年のX農業改良普及センターへの調査で対応した4名の女性職員は元生活改良普及員ではなく、女性への支援は担い手・経営係と地域係が分担している。

5. 農協の女性組織と総代・理事への就任

X市に存在する3農協ではいずれも女性部があり、前述の「推進会議」の傘下であって、女性農業者

による地域づくりや社会参画を支援している²²⁾。特に、農協組織の運営に女性の意見を反映させることに力点を置いている。以下では、3つの農協の女性組織の活動と総代や理事への女性の就任の状況を示す。

(1) 3農協の概要と組合員数

まず、3農協の概要と組合員数を説明する。

A農協は、平成4(1992)年に発足した。X市のほか、周辺の村や市にまたがる広域農協である。B農協は昭和23(1948)年の発足以来、他農協と合併することはなく、X市の中心部を管轄している。C農協は昭和41(1966)年に発足し、本所は隣接するY市に置かれている。

組合員数を表3に示す。2016年2月末現在、A農協は正組合員22,737人うち女性7,367人(20.7%)、准組合員9,389人うち女性3,082人(32.8%)である。B農協は正組合員1,363人うち女性547人(40.1%)、准組合員998人うち女性353人(35.4%)である。正組合員に占める女性比率が、長野県全体において最も高い。C農協では、正組合員12,386人うち女性3,577人(28.9%)、准組合員3,912人うち女性1,191人(30.4%)である。

(2) 3農協の女性部

次に女性部の活動の実態について、最大規模であるA農協を中心に分析し、補足的にB農協、C農協の実態にも触れる。

A農協の女性部員は2016年の時点で1,728人を数え、他の2農協の女性部員数を大きく上回る。いず

れの女性部も縮小傾向にあるものの、A農協女性部員の減少率は7.6%に留まっている(表4)。

年齢構成では、長野県の農協女性部員全体で61歳以上の部員の割合が64.7%であるのに対し、A農協は67.1%と若干、県の平均を上回り、B農協では85.5%、C農協は88.7%と高齢化が顕著である²³⁾。3農協女性部とも、非農家世帯員、非農業者が参加可能である。

さて、A農協を中心に、具体的な女性部の活動を示そう。女性部全体の活動としては、総会、県内外の他農協との交流・情報交換などがあり、さらに「生活」、「信用」、「厚生文化」、「営農」の専門部会を設けている。日頃は支部ごとの活動を基本とし、支部では食育、福祉活動、着付け教室、視察や研修旅行など様々な活動を行っている²⁴⁾。このような活動内容はC農協にはほぼ共通する。一方、B農協は小規模のため支部を設けず、集落グループと、目的別グループ(食育、手芸、ボランティア他)を有している。

また、A農協女性部ではフレッシュミズ部会を設置している。これは40代以下の世代が、上の世代の女性部として活動するまでの「猶予期間」という位置づけである。フレッシュミズの活動資金は女性部が援助している。フレッシュミズも支部ごとに活動し、5支部ほどにフレッシュミズ部会が設けられている。全体で30人弱が加入している。C農協についても若い世代向けにフレッシュミズセミナーを実施している。一方、B農協では、農業に従事している若い女性の組合員がほとんどいないため、若い世代を対象としたフレッシュミズ部会は設けていない。

ここでA農協の女性部支部のなかで特に活動が活発なX3支部を紹介する²⁵⁾。X3支部の女性部会員は

表3 3農協の組合員数

	正組合員			准組合員		
	全体	女性	割合	全体	女性	割合
A農協	22,737	7,367	20.7%	9,389	3,082	32.8%
B農協	1,363	547	40.1%	998	353	35.4%
C農協	12,386	3,577	28.9%	3,912	1,191	30.4%
県内農協合計	186,593	38,796	20.8%	136,845	37,641	27.5%

資料：長野県農業協同組合中央会による提供資料「平成28年度 女性のJA運営参画等の状況(前年比較)」より作成
注：A農協とC農協の数値についてはX市以外の市町村が含まれる。

表4 3農協の女性部員数

	2006	2016	減少率
A農協	1,870	1,728	-7.6%
B農協	214	117	-45.3%
C農協	533	425	-20.3%
県内農協合計	33,270	21,083	-36.6%

資料：長野県農業協同組合中央会による提供資料「県下JA女性組織部員数の推移」より作成
注：A農協とC農協の数値についてはX市以外の市町村が含まれる

180人ほどであり、A 農協の女性部支部のなかでも特に多い。年齢層は40代から80代と幅広いが、特に多いのは60代と70代である。最も大きな活動は、「地域貢献」のために行っているおはぎ作りであり、年末に地域の80歳以上の全員と75歳以上の単身者に配る。この活動は10年ほど続き、地域の人によろばれているという。この他に、支所の収穫祭での豚汁作りや、保育園での食農教育を行っている。過去には各家庭の漬け物レシピの交換なども行った。

一方で、X3 支部にはフレッシュミズも組織されている。フレッシュミズではハーバリウムのワークショップや料理講習会でのおやつ作りなど、若い女性の関心に沿った内容に取り組むことで、農協の活動に参加するきっかけを作っている。

このように、X3 地区で会員数が多く活動が活発な背景には、女性リーダーの存在がある。L 氏（70代半ば）は A 農協全体の女性部部長を2018年まで5期10年務め、2014年からの2期は農協総代でもある。地区での会員の加入を進め、数々の活動を企画してきた。さらに L 氏は、X3 地区での女性総代の選出について相談を受けることがあり、人選や根回しに協力してきた。そのため、X3 地区では総代22人中9人の女性が就任し、A 農協で目標とする25%を達成した。A 農協の総代は農家組合によって選出されるものであり、女性部からの推薦ではない。しかし、9名全員が女性部員である。

以上では、A 農協を中心に女性部の活動状況を分析した。A 農協で女性部員が多い背景としては農協の規模が大きいことはもちろんであるが、リーダー的な女性の存在も示された。このようなリーダーの存在と活発な活動が、総代や役員への女性の就任を促進している。そして A 農協の女性リーダーを支えるのが、基礎的な学習の場である「若妻大学」と、A 農協内の女性リーダーのネットワーク「女性参画センター運営会議」である。

(3) A 農協の人材育成システム

A 農協の女性リーダーを支える取り組みの第1が、農協の人材育成システムである。A 農協は、人材育

成に重点を置き、複数のコースで構成する「夢あわせ大学」を設けている。コースとしては若妻大学、はつらつ大学、組合員セミナー、職員セミナー、協同活動みらい塾、人づくり塾がある。コース別の講座に加えて、横断的な講座も用意されている。この人材育成システムによって組合員・職員の意識向上や、地域住民に農協への理解を促している。

特に、女性リーダーの育成に大きな役割を果たしたのが、女性を対象とする若妻大学である。A 農協の若妻大学は、前身の D 農協で1972年に開始された。1期3年で開催され、仲間づくりやリーダー育成を行ってきた。

女性部の説明中で紹介した L 氏は4期生である。L 氏によれば、当時の受講生は1期あたり100人ほど居たという²⁶⁾。当時は農家の女性が多く、若妻大学で農業技術や農家生活について学んだ。具体的には、営農指導員による野菜づくりや農薬についての講座や、家電製品の修理方法などであり、農家に嫁いで農村にきた女性達が、農業や農家の生活について身につけるためのものであった。取り組みを開始した1972年からの卒業生は1,000人を超える。卒業生は若妻大学で学んだことを実践する組織として1978年に若妻大学 OG 会を91人で発足した²⁷⁾。2017年現在は、約60人が若妻大学 OG 会として活動する。

ただし、現在の若妻大学にはいくつか変化がみられる。まずは、対象の拡大である。現在でも農家の女性が家族から勧められて参加する場合もあるというが、一方で対象は組合員や組合員家族のみでなく、非農家世帯員も含む地域住民の女性である。また、年齢を40歳までとしているが、出産の高齢化や育児期間に応じて近年は40歳を超える場合も受け入れている。2017年現在では25人ほどが受講している。次に、内容の変化である。現在では、必ずしも農家世帯員・農業者のみに向けたものではなくなっている。親子料理教室など、子育て世代の地域住民を対象とする活動を行っている。また、農協の事業や農業について営農指導員から学ぶことができる。農産加工など関心に応じてグループ研究も行う。

このように、取り組みの対象と内容が変化してきた背

景には、農家の減少とそれに伴う組合員の減少、「農協改革」などの外圧のなかで、これまで農協と関わりのなかった地域住民に農協の取組みを発信し、理解促進と事業利用につなげる目的がある。また、農協は地域住民をつなぐ拠り所となるよう努めている。

(4) 女性参画センター運営会議

A 農協で女性リーダーを支える取組みの第2は、平成20（2008）年に設置した「女性参画センター運営会議」である²⁸⁾。これは女性組織のネットワーク化をはかることで、農協運営への女性の参画拡大を目指すものである。

構成は、先に紹介した女性部と若妻大学 OG 会の他に、高齢者やひきこもり対策など福祉活動を行う助け合い組織「夢あわせの会」、農家組合を単位として農協から組合員の生活に役立つ情報発信や組合員から意見を吸い上げる役割を担う「くらしの専門委員会」、生活指導普及員、職員と、女性理事や総代である。女性の代表者たちが集まることによって多くの意見や課題を共有できる。また女性参画センターを設置する際には、女性のみならず男性の理解や意見も重要であった。

女性参画センターの主要な取組みとして、食育や地産地消を推進するイベント「よい食パク博」の企画・運営が挙げられる。「よい食パク博」は年に1回開催し、近年では1,000人を超える来場者がある。このような取組みによっても、地域住民への発信を図る。ほかに、都市住民に向けた販売促進「美味しさとどけ隊」の活動もある。

さらに、女性参画センターが主催する女性総代のための学習会や、組合員セミナーでの活動などがある。女性総代の学習会では資料の読み方や総代会の役割などを学習する。組合員セミナーでは、女性参画センター運営会議のメンバーが講師を務め、組合員に対して「自分たちのJA」という意識を高めることを目的に研修会を行う。

以上みてきた若妻大学、女性部の活動、女性参画センター運営会議の取組みの成果として、A 農協では総代や理事への就任が拡大している。

(5) 農協総代への女性の就任

農協総代は、農協の事業計画や役員の選任にあたって重要な役割を担う。B 農協は小規模であるため総代の制度を設けず総会を開催するが、他の2つの農協については総代を置き、女性の就任が進んでいる（表5）。

2016年6月現在のA 農協、C 農協はともに約2割であり、県内の合計よりも高い。A 農協では、地区（農家組合）で総代を選出する。女性枠は設けていないが、農家組合に対して「女性の声をいかにするためには、まず総代会に出席する総代に女性をあげてほしい」と働きかけている。そのため依然としてほとんど男性の地区もある一方で、理解を得られたところでは女性の就任が増えている。A 農協では総代に占める女性の割合を25%とすることを目標にしている。2017年には600人中121人（20.2%）となった。

(6) 農協理事への女性の就任

理事に占める女性の就任を表6に示す。3 農協では、いずれの農協にも女性の理事が存在する。なかでもA 農協が人数・割合ともに突出している。

A 農協では2017年の改選で、理事37名のうち女性は7名（うちX市の女性5名）が就任した。理事の選出の基盤として女性部や若妻大学の取組みが挙げられる。農協理事には、女性組織のリーダーが就任してきた。就任拡大の展開を詳述しよう。

2002年に2人の女性理事が就任した。また、2004年の総代会で推薦枠を拡大したことによって、2005年以降は5人の女性理事が就任してきた。女性部、

表5 A・C 農協における総代への女性の就任状況（2016年度）

	総 代		
	全 体	女 性	割 合
A	600	118	19.7%
C	641	127	19.8%
県内農協合計	10,786	1,705	15.8%

資料：長野県農業協同組合中央会による提供資料「平成28年度 女性のJA 運営参画等の状況（前年比較）」より作成
注：A 農協とC 農協の数値についてはX市以外の市町村が含まれる

若妻大学 OG 会、助け合い組織「夢あわせの会」を代表する女性が、これらの組織からの推薦によって理事に就任した。2008年には前述の「女性参画センター運営会議」を設置し、女性の参画に一層取り組む。

そして2017年の改選で就任した7名の女性は、女性理事（女性枠）6名と担当理事（地区選出）1名である。ただしこの改選の際には女性の選出方法が見直され、女性枠は女性組織による推薦からブロック制に移行し、管内を6つに分けた地区に各1名の女性枠を設けた。このことについては、A農協全体の女性の意見を吸い上げるという意味において、組織からの推薦でも地区ごとの推薦でも同じであるという考えにもとづく。女性理事の居住地区の偏りを防ぐことに加え、選出母体の組織のためだけに働くのではなく「組織を取っ払って女性は全部一緒になろう」との意味が込められている。一方、女性枠でない担当理事の選出は、各支所単位での選考を経てさらにA農協全体の役員推薦会議で候補者を決定し、最終的には総代会の承認をもって選任する。農協職員によれば担当理事は、農協合併が進む以前の単協の組合長に相当するものであるという。この担当理事として、前期に女性枠の理事であった女性が就任した。

以上のように、女性の選出方法は大きく変わった。しかし、実質的には女性組織のリーダーが理事に就任している。7名中5名は、女性部の支部役員や若妻大学 OG 会役員の経験をもとに理事に就任している²⁹⁾。A農協の職員によれば、理事に選ばれるのはこのように「活動が目立つ」女性である。

C農協も、A農協と同様に、かつて女性組織の推薦によって女性の理事を選出し、現在ではブロック制としている。C農協では1987年に婦人部（現女性部）の推薦によって1名の理事が就任し、2008年まで女性部の推薦で1人が就任していた。2009年からはC農協の女性による助け合いネットワーク「あんしん」からも女性を推薦し、女性理事は3人となった。しかし、2015年の改選時には、女性組織の推薦からブロック制へと移行し、管内を3つに分けた各地区から1人ずつ女性理事を選出している。2018年の改選も、このような方法で、理事24名のうち3名の女性

表6 3農協における理事への女性の就任状況（2019年度）

	農協数	理事	理事のうち女性の人数	理事に占める女性の割合
A 農協	—	37	7	18.9%
B 農協	—	9	1	11.1%
C 農協	—	24	3	12.5%
長野県	16	415	63	15.2%
全 国	607	12,316	1,183	9.6%

資料：一般社団法人全国農業共同組合中央会「令和元年度 JA 都道府県女性役員等一覧」（令和元年7月調査）および各農協へのインタビューより作成

が就任した³⁰⁾。

一方で、B農協は、2018年の改選で就任した理事9名のうち女性は1名である。女性理事 K 氏は洋菜部会を通じた組織推薦で就任した。前期まで11人の理事のうち2人ずつ女性理事を出してきた。女性は地区と女性部で推薦していた。しかし、定数の削減にもなって今回は K 氏のみとなった。

6. 農業委員への女性の就任

次に、農業委員への就任はどのように促進されたか、実態を分析しよう³¹⁾。

(1) 旧体制下における農業委員への女性の就任

X市においても、農業委員への女性の就任には議会推薦が活用されてきた。平成5(1993)からは1名、平成9(1997)年からは2名の市議会議員の女性が議会推薦によって農業委員に就任していた。一方、農村女性は社会参画に向けた学習を深め、地域の活性化や農産加工にも取り組んでいるにも関わらず、農業委員への女性の就任は進まなかった。そのため、市議会では女性の地位向上や農業委員への就任に向けた施策について質問や要望があがっていた。2000年12月の市議会の一般質問においては、市議会議員かつX農村女性協議会会員の女性が、農業委員への女性の登用を要望している。その後、市議会では議会推薦5枠のうち2枠は女性を推薦することとし、2003年から2018年に改正農業委員会法下の新体制に移行するまでの間は、X農村女性協議会とA農協の女性を選任していた³²⁾。

X農村女性協議会のなかには「Xマイスターの会」

が位置づけられている。そのため、X 農村女性協議会の会員で農業委員に就任した者は、農村生活マイスターの認定を受けている傾向にある。2003年に農業委員に就任した女性は、「私は、マイスターとして、また X 農村女性協議会長として、夢のある X の農業と地域作りを目指して頑張っています。5 月より女性農業委員選任としてお引受けする事になりました。」(市名は筆者が X とした) と述べている³³⁾。その後も、複数の農村生活マイスターが、X 農村女性協議会代表や農協理事の立場で農業委員に就任している。

2012年には女性の就任が拡大し、合計 4 名の女性が農業委員に就任した。内訳は選任委員 3 名と選挙委員 1 名である。選任では議会推薦 2 名に加え、B 農協の理事の女性 1 名が農協からの推薦によって就任した。2015年の改選も同様に、議会推薦 2 名、B 農協理事 1 名、選挙委員 1 名の合計 4 名の女性が農業委員に就任した。

(2) 新体制移行後の農業委員への女性の就任

X 市では法改正後初の改選が2018年にあり、新体制となった。定数は26人である。内訳は地区推薦21人、団体推薦のうち農協が3人と土地改良区が1人、公募が1人である。

このうち、女性は地区推薦 1 名、農協推薦 2 名の合計 3 名が就任した(表 7)。地区推薦では2012年から同一の女性が就任している³⁴⁾。女性の選任は農協に期待され、B 農協と C 農協からの推薦により各 1 名、合計 2 名が農業委員に就任した。農業委員会としては当初は、農協の女性組織(女性部等)から委員を選任することを想定していたという。しかし、農協側の視点では、農協推薦の農業委員は、農協を代表者する立場である。そのため、農協女性組織の代表者ではなく、理事の女性が農協の推薦によって農業委員に就任した。

新体制では、農業委員会のもとに、農地利用最適化推進委員が置かれた。X 市では18人が農業委員会によって委嘱された。ここに女性はいなかった。その背景の 1 つは、地区からの推薦によって候補者を選定したことである。依然として地域では女性が選ばれに

表 7 農業委員への女性の就任状況(2018年度)

	農業委員 の総数	農業委員 のうち女 性の人数	農業委員 に占める 女性の割 合	1 農業委員 会あたりの 農業委員の 平均人数	1 農業委員 会あたりの 女性の平均 人数
X 市	26	3	11.5%	—	—
長野県	999	153	15.3%	13.0	2.0
全 国	23,196	2,747	11.8%	13.6	1.6

資料：農林水産省経営局就農・女性課「平成30年度農業委員への女性の参画状況」(令和元年 5 月24日)より作成

くい状況にある。背景の 2 つ目として、農業委員については法律において性別等に配慮するという文言があるが、農地利用最適化推進委員については法律に同様の文言がなく、農業委員ほどポジティブ・アクションの必要性が意識されなかった面がある。

(3) 新体制移行後の女性農業委員の就任経緯

農業委員に就任した女性の就任経緯を以下にみる。3 名はいずれも60代である。

3 名のうち 2 名(K 氏、Q 氏)は農協理事として2018年に農業委員に就任し、残り 1 名(P 氏)は2012年から継続して地区から農業委員に選出されている。

第 1 に、農業者として地域に認知されていることが重要である。K 氏は結婚により就農したが、現在は農業経営主である。また P 氏と Q 氏は本人が農家の後継者である。

1 名ずつ詳述する。K 氏の前職は農協職員であり、結婚によって就農した。農外に務めていた夫に代わり、夫の両親とともに農業に従事してきた。夫の父の理解が大きく養子縁組をし、現在は本人が農業経営主である。地域では親世代が亡くなり女性が 1 人になると離農するケースが多いというが、K 氏は労力を省けるよう、作目をセロリからパセリに変えながら夫が退職するまで 1 人で農業を続けた。B 農協で理事になる際は、洋菜部会を通じて推薦を受けた。

P 氏と Q 氏はともにリンゴ農家の後継者³⁵⁾であり、家族の強い要望を受けて就農した。P 氏は25年程前に就農した。鎌や鋤を扱ったことがない状態であったというが、地域の人から教えと励ましを受けて農業

を続けた。農業委員になった背景としては、地域で農業委員のなり手がなくなってきたこと、市や県で男女共同参画や役職への女性登用が活発に推進された時期であったこと、本人の前職や夫が市職員であり市でも存在が認知されていたこと、本人が後継者であり「本家のPちゃん」などとして地域でも存在感を発揮していたことなどがあり、農家組合長会や町会長会で推されて選挙委員に立候補した。

Q氏も後継者であり、家族の要望によって就農した。繁忙期には友人に手伝いを頼みながら、就農当初から1人で1.5haのリンゴ栽培を行っていた。現在は退職した夫と、後継者である次男も農業に従事している。C農協理事への就任経緯については、「こういう役員は、あととりがいる、おとうちゃんがいる、そういう人にはもうすぐ目をつけられてくるんですね」と述べている。また以前から人・農地プランや地域協議会などの委員をつとめ、地域の問題について積極的に意見を述べてきたことも理由として大きい。このように、新体制移行後に農業委員に就任した3名は、それぞれが家の農業経営で主力を担い、地域で農業者としての存在が認知されていた。

第2に、今回の農業委員への女性の就任経緯には、女性組織が関与していない。直接的には農業委員会法の改正によって、議会推薦でX農村女性協議会の女性を選ぶことができなくなっている。また、実態としても、推進体制に位置づけられる女性組織と関連の薄いケースがみられる。

3名のうち、既存の女性組織で積極的に活動してきたのはK氏1名のみである。K氏は農協女性部や、X農村女性協議会などの活動にも積極的に参加している。また、農村生活マイスターの認定も受けている。これらの女性組織では料理講習会の講師として活動し、地域住民に伝統食を教えている。また、加工グループにも過去に参加し、現在も出資者として関与している。

一方で、ほかの2名は、女性組織との関わり方がK氏とは異なる。Q氏は農業経営や地域の後継者問題に強く関心をもっていることから、リンゴ農家の女性グループを新たに立ち上げるなどする一方で、既存

の農村女性協議会やマイスターの活動についてはメリットを見出せないという。また農協女性部にも以前は加入していなかったが、頼まれたことで正式に加入した。P氏も、食生活改善グループの一員として農村女性組織のイベントなどに出席することはあるが、日頃の活動に積極的であったわけではないという。

以上のように、2018年に農業委員に就任した女性には、就任に至るまで必ずしも政策的な社会参画の推進体制に沿って行動してきたわけではない。これまでとは異なるタイプの女性にも役職就任が拡大している。

7. 次世代の女性農業者の活動志向と社会参画

以上で述べてきたように、X市ではX農村女性協議会を中心に、県の普及事業、さらに農協の女性部の活動と連携しながら女性農業者の社会参画を推進してきた。その結果、農協理事、農業委員への女性の就任も実現している。一方で、地域社会や既存組織では高齢化が進行している。そのため、次世代の農業者の確保や、地域社会への参加を促す取り組みが必要である。そのようななか、2016年に新たな女性組織「X農業女子くらら」（以下、くらら）が発足した³⁶⁾。

(1) 「X農業女子くらら」の概要

「くらら」は、2016年11月に、40代（当時）の女性を中心に発足した。2019年現在の会員数は26人であり、40～50代が中心である。30代前半の女性も加わり、役員を務めるなど積極的に参加している。会員は農家との結婚を機に就農した人、自分で新規就農した人、夫婦で新規就農した人、農家の後継者など、多様な就農経緯をもつ。また、夫婦と子供、夫婦のみ、親世代と同居など家族構成もそれぞれ異なる。他の既存組織との関係では、勧誘を受けて農協女性部などに加入した人もいるが、活動には参加していない場合が多い。

活動は主に総会年1回、視察研修会、マルシェや農業祭への出店、冬に経営関係の講座を行っている。内容も時期も全て会員が企画し、運営している。連絡方法としてSNSを活用している。

事務局は普及センターに置いているが、普及センター職員によればあくまでも「バックアップ」であり、事務的な支援や情報提供を行っている。活動は全て「くらら」の会員が企画し、普及員からの指導はない。「くらら」の活動の主体性については、これまで事務局を担当してきた複数の普及センター職員から高く評価されている。

(2) 発足経緯—女性農業者の行動とX市による支援

「くらら」の発足は、次世代の女性農業者が、農業技術や経営を学ぶための参加と学習の場を求めて行動していたことによる。また、X市行政による女性農業者への支援も大きい。

1) 女性農業者の行動

発足以前、N氏（40代）とO氏（50代前半）は、それぞれが女性農業者の学習の場をつくることや、女性農業者の交流に関心を持っていた。

N氏は結婚により夫の家で就農した。東京での前職は、仕事において男女関係なく働いていた。そのため、就農後は地域のなかで「女性はこうあるべき」などの価値観が根強く残っていたことにカルチャーショックを感じた。農業技術や経営の研修会に参加したいと考えたが、周囲では「女性はそんなところには行かない」と考えられていた。また、地域では農村女性協議会や農協女性部なども存在するが、料理講習などに重心を置く活動であるため、農業技術や経営について学びたいN氏にとっては志向が異なる。そのため、2011年ごろからX市行政や普及センターに、女性が農業を勉強する場がないことや同世代の女性の参加の場づくりを相談していた。その結果、N氏は第5期「虹の橋プラン」を策定する際の「推進会議」委員に就任し、会議の場でも同様の主張をした。

また、O氏は夫の仕事に伴って東京から移住し、育児期間や農業アルバイトを経て、自分で研修を受けて就農した。そしてO氏は新規就農者のネットワークで活動する。しかし、活動に参加するのは男性であり、O氏はその妻たちには交流がないことが気にかかっていた。そこでO氏は、新規就農者ネットワークの男

性の妻たちに加えて、居住地近隣の農家の女性を誘い「女子会」を開催した。その際に新規就農者の妻たちの生活の悩みや、立場の異なる地元農家の女性の話を聞くことができたことに面白さを感じた。2度目の「女子会」では、ただの食事会では参加しづらいという意見もあり、ワークショップを開催した。O氏も就農についての相談を機に、「推進会議」の委員となった。「女子会」の取組みを「虹の橋プラン」の会議で報告し、既存女性組織の役員らの関心をひいた。

2) X市による支援

現在、「くらら」はX農業改良普及センターに事務局を置き、支援を受けている。ただし、発足までの過程において、X市行政も重要な役割を果たした。

それは第1に、既に述べたように「推進会議」の場に次世代の女性農業者を加えたことである。就農や学習に関する相談を機として、N氏やO氏を「推進会議」委員にリクルートした職員の役割は大きい。「推進会議」の場で次世代の女性農業者の意見を共有し、既存女性組織の役員に理解を促した。そして、第5期以降の「虹の橋プラン」策定や他の施策にも若い世代の意見を反映した。

第2に、女性向けの「農業者講座」の取組みを開始したことである。N氏ら次世代の女性農業者の要望を受け、2012年から農業技術や経営を学ぶ「農業者講座」を新たに設けた。これまで、農業機械の操作実習など農業生産技術に関する講座、農産加工に関する法律の学習、マーケティングに関する内容の講座、経営分析や計画の作成など経営管理に関する講座を開催した。講座の参加者に生まれた交流が、「くらら」の発足につながった。

第3に、2017年度から「未来を担う農業者支援事業」で女性農業者への支援を拡充した。前身は2016年度までの「認定農業者支援事業」である。2017年から、認定農業者でない女性にも対象を拡大した。農政課では、男性よりも女性の減少傾向が強いにもかかわらず女性農業者への農業労働の依存度が大きいという問題意識や、若い世代の女性農業者に対して経営者志向が強いという認識を持っていた。そこで、「農業

者講座」の参加者から出た労働環境改善に関する意見をもとに、助成の条件を整備した。仮設トイレや農業機械等のハード事業のみならず、ソフト事業として女性農業者の研修受講やマルシェ開催の活動費用を補助することとした³⁷⁾。実績として、研修会開催等に役立てられている³⁸⁾。

第4に、このような近年の市の取組みでは、国の「農業女子プロジェクト」が意識されている。例えば、2015年度の「農村女性フェスティバル」では、国の「農業女子プロジェクト」に参加する女性農業者を講師とした。また、農作業時のファッションや、井関農機による農業機械に関する発表も行われている³⁹⁾。上述の「未来を担う農業支援事業」は、「農業女子プロジェクト」で開発された商品の購入費に充てることができる。市の取組みは、国の「農業女子プロジェクト」による事業ではない。しかし、次世代の女性農業者を支援するにあたって、市職員は「農業女子プロジェクト」も手がかかりとしている。

以上のような市行政による取組みが、「くらら」の発足や活動を支えた。ただし、「くらら」の会員には他市町村からの参加もあり、X市のみでの支援が困難であるため、X農業改良普及センターに事務局を置いている。

(3) 社会参画の状況と意向

以上でみてきたように、「くらら」は職業として農業に従事する女性が学習と交流を深めるためのものであり、組織として地域役職への就任を志向するものではない。

しかし、N氏やO氏は基礎的な参加と学習の場の不足という自らの課題解決に取り組む過程で「推進会議」の委員に就任し、市の施策に次世代の女性農業者としての意見を反映させ、地域社会全体の女性農業者に貢献している。

農業委員への就任などさらなる社会参画の可能性について探してみると、O氏は「くらら」会員の女性たちについて、将来の地域を担っていく意識をもつ人が集まっていると考えている。またN氏も「そういう場に出ていかないと意見でそもそも通らないじゃない

ですか」と述べ、自身の役職就任についても「機会があれば」と前向きに捉えている。

また既に地域の役職に就任し、活躍する人も存在する。M氏（50代）は農協総代や果樹部会の女性役員として日頃から地域の農業や直売所について意見を述べているといい、X市6次産業化支援事業審査会の委員にも就任した。

今後も、将来的な農業・地域の担い手として重要な次世代の女性農業者への支援と、意見を地域の方針決定に反映できる仕組みづくりが求められる。

8. 考察とまとめ

以上では、X市における女性農業者の社会参画の推進体制と農協理事・農業委員への就任経緯、さらに若い世代による農業女子くららについて分析してきた。これまでの社会参画の促進過程と、今後の展望について考察し、まとめる。

(1) X市における社会参画の促進過程

第1に、X市においては、市・県・農協が相互補完的に社会参画を推進してきた。市行政ではX農村女性協議会を、県では生活改善グループと農村生活マイスターを、3農協ではそれぞれの女性部を組織し、基本的にはそれぞれが女性組織を通じて縦割りの女性への支援を行う。一方で、連携・協力もみられる。まず、最初に策定した第1期「農村女性プラン」の策定や、X農村女性協議会内部への農村生活マイスターの位置づけなど、市においては県の事業が活用されている。また、市の事業である「虹の橋プラン」策定やイベント・講習会等の開催にあたっては、普及センターを「助言者」と位置づけ、多くの農業者を組合員に抱える農協の力を活用しながら、連携して企画・運営してきた。

第2に、X農村女性協議会や農協女性部といった女性組織は、役職就任の選出母体として直接的に機能すると同時に、「地域貢献」を意識した活動によって男性や地域住民の理解を促進した。具体的には、食農教育や伝統料理の講習やボランティア、農産加工、農産物の販売促進等を行っている。これらは、「中長期

ビジョン」で提唱された「農山漁村型ライフスタイル」の確立にも貢献する。混住化が進むなかで、地域で独自に培われてきた食文化や生活の知恵を伝えるとともに、農家と非農家をつなぎ、コミュニティを維持してきた。

(2) 女性の役職就任経緯の変化

一方で、近年では、役職への女性の就任経緯が変化している。

第1に、農協における女性理事の選出方法の変化である。A農協やC農協においては、女性枠を女性部等の組織単位から地区単位で設定するよう変更した。これは地区に偏りなく平等に女性を選出する意図がある。ただし現状では、女性部等で活躍している人が理事や総代に就任する傾向にある。

第2に、女性組織の代表に限定されず、従来とは異なるタイプの女性にも役職就任の機会が広がっていた。この意味においては、女性の社会参画は前進したと捉えられる。今回は、農業経営主や後継者として地域で存在が認知されている女性が農業委員に就任していた。

第3に、新たな課題も生じている。農業委員会法の改正によって議会推薦がなくなり、X農村女性協議会から農業委員が選出されなくなっている。また、依然として国で掲げる数値目標は達成されていない。このようなことから、女性の社会参画を数的にも拡大するには、引き続き政策として推進体制を整備・強化し、それを活かすことや、女性を選出する仕組みづくりが求められよう。そのひとつとして、次世代の女性農業者に対する支援が重要である。

(3) 次世代の女性農業者の活動と社会参画への展望

次世代の女性農業者の活動と社会参画への展望をまとめる。

第1に、次世代の女性農業者は、農業を学ぶための基礎的な参加と学習の場を必要としていた。従来は、県・市・農協それぞれが農家の女性に対して設けた学習の場と、そこから生まれる女性組織が、女性たちが農業や農家生活に必要な知識や技術を学び、地域

に関心を広げ、社会参画を果たすまでの基礎をなしていた。しかし、既存の学習の場や女性組織の活動には、縮小や変化が生じている。外部要因として、農業者の高齢化と減少、混住化、普及事業の縮小、「農協改革」などがある。また内部要因には、高齢化や非農家世帯員・非農業者の加入といった構成の変化や、地域志向の取組みに重点を置いたことが挙げられよう。地域志向そのものは否定・批判されるべきでなく、意義はすでに述べた通りである。一方で、次世代の女性が職業として農業に従事し、地域の担い手として自立するためには、農業技術・経営を学ぶ場や同業者での情報交換も必要である。

第2に、このような状況下で、次世代の女性農業者は、新たな参加と学習の場の創出に向けて動きだしていた。「くらら」の事例は、女性農業者の自発的な問題意識と行動が起点にある。そこに、市行政や普及センターの支援が加わり、組織化に至った。

第3に、本研究では、市町村行政が次世代農業者の育成に果たす役割を示した。X市では、基礎自治体として有効に女性農業者のニーズを掴み、新たな施策を展開していた。その対応には、従来からX農村女性協議会を指導してきた経験や、「虹の橋プラン」を策定する「推進会議」の場が活かされている。

第4に、「くらら」の活動は、上の世代とは異なるかたちで地域に貢献している。活動の目的は、個々の農業技術の獲得や経営の発展であり、その意味では地域を志向していない。しかし、市内や近隣市町村の女性農業者たちに、新たな参加と学習の場を創出し、さらなる学習や環境整備へとつなげてきた。つまり、女性が農業の担い手として自立するための新たな基礎を地域につくり出している。

第5に、社会参画への展望を示す。「くらら」で活動する女性たちは、職業として農業に携わり、自らの参加の場を創出する過程において、社会参画を実現している。役職就任について、「意見の反映」という本質から前向きに捉える者も存在する。一部には、すでに市や地域での役職就任がみられる。このように、「くらら」の活動は、地域の担い手としての自覚を育んでいる。他方、行政や農業関連団体、他世代や男性

の農業者といった周囲においても、次世代の女性農業者の意見を活かし、時代に即して既存の仕組みを見直していくことが、高齢化と人口減少が加速する地域社会の維持・発展に必要であろう。

最後に、研究の発展に向けた課題を記す。今回は市のレベルにおいて社会参画の推進体制を分析した。そのため、集落レベルでの詳細や、女性農業者の農業経営や農地所有の状況についてはほとんど扱わなかった。しかし、これらも女性農業者の役職就任を左右する重要な要素である。女性農業者の社会参画の拡大に貢献すべく、今後も分析を進める必要がある。

注釈

- 1) 農林水産省経営局就農・女性課「令和元年度 農業委員への女性の参画状況（令和2年5月29日）」より。
- 2) 一般社団法人全国農業協同組合中央会「令和元年度 JA 都道府県女性役員等一覧（令和元年7月調査）」より。
- 3) 本文に示した文献以外に、藤本（2009）、藤本（2011）の研究があり、集落レベルでの農業委員の選出過程と女性の阻害要因について明らかにしている。
- 4) X市編（1997, pp.374-385）より。2015年農林業センサスの「農産物販売金額1位の部門別経営体数」では、稲作が最も多く1,725経営体（46.6%）、次いで果樹の1,052経営体（28.4%）、野菜（露地野菜・施設野菜）は650経営体（17.5%）、花卉・花木が94経営体（2.5%）、畜産が51経営体（1.4%）である。畜産については養豚や酪農の団地が形成されたが、市職員によれば現在では一部の農家が残るのみとなっている。
- 5) ただしA農協、B農協は2020年11月に合併することが決定している。
- 6) 市の取組みとX農村女性協議会については、2017年9月と2018年9月に実施したX市農政課職員へのインタビューとその際に提供を受けた資料に基づく。
- 7) X市農政課職員へのインタビュー（注6同）および、X市『X農村女性虹の橋プラン』（2003年2月, p.12）より。
- 8) 市提供の資料より。また、同事業は農業・農村分野のみでなく市全体で取組む「第4次X市男女共同参画計画・女性活躍推進計画」（平成30年度-平成34年度）にも位置づけられている。
- 9) X生活改善協議会『X農村女性プラン』（平成7年3月, p.9）より。
- 10) X市『X農村女性虹の橋プラン』（2003年2月, p.12）より。
- 11) 第2期「虹の橋プラン」策定時の「推進会議」に参加した農業委員と普及センター職員は、農業委員2名（会長、農業振興部長）と普及センター所長であり、いずれも男性である。ただし、普及センターからは第3期（2003-2007）以降は女性職員が会議に加わっている。また、農業委員としては第3期まで男性のみが参加していたが、第4期（2008-2011）から女性も参加している。
- 12) X市生活改善協議会『X農村女性プラン』（平成7年3月）のp.9, X市『X農村女性虹の橋プラン』（1998年3月）のp.12においてこのような普及センターの位置づけが確認できる。
- 13) 長野県の農村女性政策の展開と推進体制については藤井（2011, pp.49-57）、大内（2017, pp.175-181）にも詳しい。
- 14) 2017年9月と2019年6月に実施したX農業改良普及センター職員へのインタビューによれば、2017年に隣接する市で女性セミナーを開催し、新たな生活改善グループを組織化した。
- 15) 生活改善グループ等、X1地区の女性の活動については女性農業者J氏へのインタビュー（2017年9月・2019年1月）より。
- 16) 女性農業者J氏へのインタビュー（注15同）およびX市『X農村地域虹の橋プラン 2013～2017』（2013年3月, p.10）より。
- 17) X市「農業委員会だより」（平成21年7月号）より。
- 18) 市提供の資料による。ただし、2010年に合併したX2地区のマイスターは「Xマイスターの会」に加わっていない。
- 19) 高地・大内（2019）にも記述のこと。
- 20) 農林水産省「平成8年度協同農業普及事業年次報告書」、農林水産省「平成30年度協同農業普及事業年次報告書」より。各年の資料が次のURLより閲覧可能である〔URL（https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_siryo/houkoku/index.html）最終閲覧日2020/10/1〕。
- 21) 長野県農政部農村振興課（2016年・2017年）とX農業改良普及センター（注13同）へのインタビューより。
- 22) 3農協の取組みや女性部、総代・理事への女性の就任に関する記述は、A農協（2017年9月2回）、B農協（2018年9月）、C農協（2018年9月）それぞれの女性部事務局へのインタビューとその際に提供を受けた資料に基づく。
- 23) 長野県農業協同組合中央会（2017年2月調査）提供の資料「JA女性組織年齢構成一覧表」より。
- 24) A農協の広報誌「夢あわせ」（2017年12月号、2019年12月号）を参照のこと。
- 25) 2020年1月実施の元A農協女性部長L氏と女性農業者M氏へのインタビューによる。
- 26) D農協二十年史編纂委員会編（1985, p.165-166）によれば第4期は昭和56（1981）年から昭和58（1983）年に開催され、106名が卒業した。次期の第5期には142名が入学した。
- 27) D農協二十年史編纂委員会編（1985, pp.164-166）より。
- 28) 「女性参画センター運営会議」の設置以前から男女共同参画には取組んできた。全国的に農協運営への女性の参画を目指す流れを受けて、A農協では1993年に女性参画が4人誕生した。1997年には「A中期計画ビジョン」により、女性101人会議を設置した。
- 29) 2017年の改選で就任した女性理事の経歴についてはA農協の広報誌『夢あわせ』2017年6月号、同誌2014年6月号を参照のこと。
- 30) 資料としてC農業協同組合総務開発部総務課（2017）の名簿を参照。役員就任と女性組織の関係については、2018年9月にC農協にて実施のインタビューに基づく。
- 31) 農業委員への女性の就任に関する記述は、農業委員会事務局職員（2017年9月・2018年9月）、女性農業委員P氏（2017年9月）、同L氏（2019年1月）と同Q氏（2019年1月）へのインタビューに内容に基づく。
- 32) X市議会会議録「平成12年X市議会12月定例会会議録第

- 3号」(2000年12月12日),「平成29年4月議会運営委員会議会運営委員会会議録」(2017年4月25日)など複数の会議で、女性組織の活動や女性農業委員に関する市議会議員の発言が見られる。以下より閲覧 [URL (https://ssp.kaigiroku.net/tenant/X/SpTop.html) 最終閲覧日2020/11/14] (注:地名を「X」として匿名化)。
- 33) 長野県農村生活マイスター協会 (2013, p.39) に掲載の同協会「かがやき」第21号 (2003年6月30日発行) より。
- 34) ただし地区推薦により農業委員に就任した女性は、2019年に市議会議員に就任し、2020年現在では農業委員名簿から記載が消えている。
- 35) 農業委員に就任した女性について、本人が「跡取り娘」であるという特徴は、藤井 (2011: 71-72) においても示されている。「地域のリーダーシップ構造にかかわる帰属主義的価値観」のなかで「地域に認められやすい人」であることが意味をもつ。
- 36) 「くらら」に関する記述は、X市農政課職員 (注6同), X農業改良普及センター職員 (注13同), 女性農業者O氏 (2019年8月), 同N氏 (2019年10月), 同M氏 (2019年8月と注24同) へのインタビューに基づく。
- 37) 採択要件は i 認定農業者であること (女性農業者は除く), ii X市に住所を有すること, iii経営耕地面積の大半がX市に存在すること, iv導入機械等の使用および設置箇所がX市に限られること, v補助対象の機械・施設が農業経営改善計画に記載されていること, vi市税の滞納がないことであり、過去にX市認定農業者支援事業を受給した者は対象外となる。申請には交付申請書, 事業計画書, 収支予算書, 納税証明を提出する。[X市HP内「未来を担う農業経営者支援事業 (認定農業者, 女性農業者)」] [URL (https://www.city.X.nagano.jp/smph/kurasi/sigoto/nogyo/sien/miraisien.html) 最終閲覧日2020/7/25] より。(注:市名を「X」として匿名化)
- 38) 他に女性への補助実績としては、圃場の仮設トイレや剪定ばさみ等がある。O氏へのインタビュー (注36同) および、平成30 (2018) 年9月28日のX市議会決算特別委員会会議録より。認定農業者と女性の内訳は不詳であるが、実績一覧はX市『X市農政概要 (平成29年度版)』でも確認できる。
- 39) X市農業委員会「X市農業委員会だより」(平成28年7月号), 市農政課インタビュー (2017, 注6同) とその際の資料より。

付記

本研究では、JSPS 科研費26292124 (「農家女性の現状と政策に関する総合的研究」研究代表 大内雅利), 18H0346510

(「女性農林漁業者の社会参画をめぐる地域の「壁」に関する経験的研究」研究代表 藤井和佐) の助成を受けて実施した共同調査のインタビューデータを使用した。

引用文献

- 天野寛子, 2001,『戦後日本の女性農業者の地位 男女平等の生活文化の創造へ』, ドメス出版
- 市田知子, 2017,「生活関係の普及から学ぶこと」,『農村生活研究』, 第60巻第1号, pp.38-39
- 大内雅利, 2017,「農村女性政策の展開と多様化: 農林水産省における展開と都道府県における多様化」,『明治大学社会科学研究所紀要』, 第56巻第1号 (通号87), pp.145-189
- 女性に関するビジョン研究会編集, 1992,『2001年に向けて新しい農山漁村の女性 (農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書)』, 創造書房
- 高地紗世・大内雅利, 2019,「長野県農村生活マイスター制度の現状と課題—アンケート調査をもとに—」,『明治大学農学部研究報告』, 第69巻第1号, pp.1-21
- 高梨子文恵・小林国之・高橋祥世, 2012,「北海道畑作地帯における後継者妻のグループ活動の変化に関する一考察」,『農村生活研究』, 第55 巻第1・2 合併号, pp.5-12
- 長野県農政部農業技術課編, 2001,『村を拓く女性の学習 (女性農業者セミナーの足跡)』
- 長野県農村生活マイスター協会, 2013,『長野県農村生活マイスター協会20周年記念誌「扉を開けてⅡ」』
- 農村生活総合研究センター, 2004,『農村生活研究レポート57 農村女性の社会的役職就任と集落運営の変化』
- 藤井和佐, 2011,『農村女性の社会学—地域づくりの男女共同参画』, 昭和堂
- 藤井和佐, 2019,「変容する地域社会と農業者ネットワークの可能性」『農業と経済』, 第80巻第1号, pp.24-34
- 富士谷あつ子, 2001,『日本農業の女性学 男女共同参画社会とエコロジカル・ライフをめざして』, ドメス出版
- 藤本保恵, 2009,「農業委員の選出実態と女性の参画」,『2009年度日本農業経済学会論文集』, pp.354-361
- 藤本保恵, 2011,「農村における組織の役職就任の決定要因—ジェンダーの視点から—」,『農村計画学会誌』, 第29巻第4号, pp.446-453
- C 農業協同組合総務開発事業部総務課編集, 2017,『C 農業協同組合記念誌 50年の軌跡』, C 農業協同組合 (注: 農協名部分を「C」として匿名化)
- D 農協二十年史編纂委員会編, 1985,『D 農協二十年史』, D 農業協同組合 (注: 農協名部分を「D」として匿名化)
- X市編, 1997,『X市史 第二巻 歴史編 IV 現代』(注: 地名部分を「X」として匿名化)